

**平成29年8月診療分より、70歳以上の高額療養費制度が変更になりました。**

※JAL健保組合の特例退職被保険者の自己負担限度額は、平成29年4月1日より「現役並み所得者」欄が該当します。

**～平成29年8月診療分以降～**

		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）
一般		14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 〔4回目以降44,400円〕
現役並み所得者		57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔4回目以降44,400円〕
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	8,000円 (年間14.4万円上限)	24,600円
	Ⅰ*		15,000円

※ 年金収入80万円以下等

**～平成29年7月診療分まで～**

		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）
一般		12,000円	44,400円
現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔4回目以降44,400円〕
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ*		15,000円

※ 年金収入80万円以下等